

# 防府市財政対策検討会議設置要綱

令和 6 年 8 月 1 9 日 制定

## （目的及び設置）

第 1 条 令和 7 年度予算編成に向け、物価上昇等の情勢変化への的確な対応や、あらゆる面からの歳入の確保を検討するため、財政対策検討会議（以下「会議」という。）を設置する。

## （所掌事務）

第 2 条 会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- （１） 物価高騰や人件費等の変動による影響調査及び必要な対策に関すること。
- （２） 使用料・手数料の適正化に関すること。
- （３） ふるさと納税の増額に向けた取組に関すること。
- （４） その他物価上昇等の情勢変化への対応に必要と認められる事項に関すること。

## （組織）

第 3 条 会議は、委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は副市長をもって充てる。
- 3 委員は別表 1 に掲げる職にある者をもって充てる

## （会議）

第 4 条 会議は、委員長が必要に応じて招集する。

- 2 会議の議長は委員長をもって充てる。
- 3 委員長は、必要と認める場合において、委員以外の者に会議への出席を求め、意見または説明を聴くことができるものとする。

## （庶務）

第 5 条 会議の庶務は、総務部財政課において処理する。

## （その他）

第 6 条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営について必要な事項は、委員長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 6 年 8 月 1 9 日から施行する。

(要綱の失効)

- 2 この要綱は、令和 7 年 3 月 3 1 日限り、その効力を失う。

別表 1 (第 3 条関係)

|                                                                                                     |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 総務部長、総合政策部長、文化スポーツ観光交流部長、<br>生活環境部長、福祉部長、保健こども部長、産業振興部長、<br>産業振興部理事、土木都市建設部長、教育部長、<br>上下水道事業管理者、消防長 |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|